

## 技能検定合格者に付与される資格等

検定職種	根拠法	資格等
特級技能検定に係る検定職種	労働安全衛生法	・労働安全衛生法第 60 条に基づく職長等に対する安全又は衛生のための教育事項の全部を省略することができる。
職業訓練指導員免許職種に関する検定職種 (1 級、2 級、単一等級)	職業能力開発促進法	・職業訓練指導員試験の受験資格 ・職業訓練指導員試験の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の受験免除資格 (2 級合格者については実技試験のみ免除)(単一等級に係る電子回路接続及びバルコニー施工を除く。)
職業訓練指導員免許職種に関する検定職種 (1 級、単一等級)	職業能力開発促進法	・労働大臣が指定する講習(48 時間講習)を修了した場合、職業訓練指導員免許 (単一等級に係る電子回路接続及びバルコニー施工を除く。)
鉄鋼、鋳鉄溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、鉄工、板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、縫機調整、木工機械調整、建築大工、とび、左官、ブロック建築及び化学分析 (1 級)	労働安全衛生法	・労働安全コンサルタント試験の受験資格
金属プレス加工	労働安全衛生法	・動力プレスの特定自主検査を行う事業内検査者の資格 ・動力プレス特定自主検査を行う検査業者所属検査者研修を受けることができる。」
金属プレス加工、鉄工(製缶作業)、建築板金、工場板金 (1 級、2 級)	労働安全衛生法	・プレス機械作業主任者技能講習の講習科目 4 科目のうち、「プレス機械、その安全装置等の種類、構造及び、機能に関する知識」、「プレス機械、その安全装置等の保守点検に関する知識」、「プレス作業の方法に関する知識」の 3 科目に係る講師の資格 (1 級のみ)  ・プレス機械作業主任者技能講習を受講する場合、学科の講習科目 4 科目のうち、「プレス機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識」、「プレス機械、その安全装置等の保守点検に関する知識」、「プレス作業の方法に関する知識」の 3 科目についての、受講免除資格
鉄工、建築板金、工場板金、配管 (1 級、2 級)	労働安全衛生法	・ガス溶接作業主任者免許試験の受験資格(合格 1 年以上ガス溶接等の業務に従事した経験が必要) ・ガス溶接作業主任者免許試験を受験する場合、学科の試験科目 4 科目のうち 「アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識」「アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識」の 2 科目についての、受験免除資格(1 級のみ)(合格後 1 年以上ガス溶接等の業務に従事した経験が必要)

検定職種	根拠法	資格等
建設機械整備 (1級、2級)	労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両系建設機械の特定自主検査を行う事業内検査者及び、検査業者所属検査者の資格 (ただし、コンクリートポンプ車については労働基準局長が指定する研修を終了した場合に限る。)</li> <li>・不整地運搬車の特定自主検査を行う事業内検査者及び検査業者所属検査者の資格。</li> </ul>
木工機械整備、木型製作、機械木工、建築大工	労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木工加工用機械作業主任者技能講習の講習科目4科目のうち「木材加工用機械作業、その安全装置等の種類、構造および機能に関する知識」、「木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に係る知識」、「木材加工用機械作業の方法に関する知識」の3科目に係る講師の資格(1級のみ)</li> <li>・木材加工用機械作業主任者技能講習を受講する場合、学科の講習科目4科目のうち、「木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識」、「木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に係る知識」、「木材加工用機械作業の方法に関する知識」の3科目についての受講免除資格</li> </ul>
ブロック建築 (1級、2級)	労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型わく支保工の組立て等、作業主任者技能講習を受講する場合、学科の講習科目4科目のうち「型わく及び型わく支保工の組立て、解体等に関する知識」、「工所用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」の2科目についての受講免除資格</li> </ul>
理学又は光学に関する知識を主として必要とする職種 (1級、2級)	作業環境測定法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境測定士試験の受験資格。 (合格後1年以上労働衛生の実務に従事した経験が必要)</li> </ul>
化学分析 (1級、2級)	作業環境測定法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境測定士試験の試験科目のうち「作業環境について行う分析に関する概論」についての受験免除資格</li> </ul>
造園 (1級、2級)	建設業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級(1級技能士に限る。)及び2級造園施工管理技術検定の受検資格</li> </ul>
鉄工(構造物鉄工作业)、とび、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、型枠施工、鉄筋施工、(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工、鉄筋組立て。 (1級、2級)	建設業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級建築施工管理技術検定(躯体種別)の受験資格</li> </ul>
建築板金(内外塗装板金作業)、石材施工(石張り作業)、石工(石張り作業)、建築大工、左官、れんが積み、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)床仕上げ施工、天井仕上げ施工、スレート施工	建設業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2級建築施工管理技術検定(仕上げ種別)の受験資格</li> <li>・ガス可とう管接続工事監督者講習推進協議会が実施するガス可とう管接続工事監督者講習の免除(昭和61年度以降の合格者のみ。)</li> </ul>

検定職種	根拠法	資格等
広告美術仕上げ (1級、2級)	屋外広告物法	・屋外広告業について営業所ごとに広告物表示に関し、必要な知識を取得させるための講習会の課程を終了した者。又はこれと同等以上の者を置かなければならないこととなっているが、その有資格者として認められている。
帆布製品製造 (1級、2級)	屋外広告物法	・屋外広告物講習を受講する場合、講習科目3科目のうち、「屋外広告物の表示の方法」の科目について受講免除資格
ビルクリーニング	建築物における衛生的環境の確保に関する法律  労働者派遣事業の適正な運営の確保及び、派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律による建築物清掃業に係わる都道府県知事の営業の登録基準の一つに「清掃作業監督者が建築物の清掃に関し、厚生大臣の定める資格を有するものであること」という要件があるが、この有資格者として認められている。  派遣元事業主は派遣元責任者を専任しなければならないこととなっているが、この派遣元責任者には、「清掃作業監督者が、建築物の清掃に関し、厚生大臣の定める資格を有する者であること」という要件を満たして清掃作業の監督を行う者が含まれていることが必要とされているが、この要件の有資格者として認められている。
菓子製造 (1級、2級)	製菓衛生師法	・製菓衛生師試験を受験する際、試験科目のうち、製菓理論及び実技が免除される。

## 一級技能士現場常駐制度

(1)「建築工事共通仕様書」による工事種別ごとの適用技能士

工事種別	適用技能士
鉄筋工事	1級鉄筋技能士
コンクリート工事	1級左官技能士 1級型枠施工技能士
鉄骨工事	1級とび技能士
ブロック及び、ALCパネル工事	1級ブロック建築技能士
防水工事	1級防水施工技能士 (アスファルト防水工事作業) (合成ゴム系シート防水工事作業) (塗膜防水工事作業又はウレタンゴム系塗膜防水工事作業) (シーリング防水工事作業)
石工事	1級石工技能士、又は1級石材施工技能士 (石張り作業)
タイル工事	1級タイル張り技能士
木工事	1級建築大工技能士
屋根及びとい工事	1級板金技能士又は1級建築板金技能士 (建築板金作業又は内外装板金作業) 1級ストレート施工技能士
金属工事	1級天井仕上げ施工技能士又は、1級内装仕上げ施工技能士 (鋼製下地工事作業又は天井鋼製下地工事作業)
左官工事	1級左官技能士
塗装工事	1級塗装技能士(建築塗装作業)
建具工事	1級サッシ施工技能士 1級ガラス施工技能士
内装工事	1級床仕上げ施工技能士又は1級内装仕上げ施工技能士 (プラスチック系床仕上げ工事作業) 1級天井仕上げ施工技能士又は1級内装仕上げ施工技能士 (ボード仕上げ工事作業又は天井ボード仕上げ工事作業) 1級表装技能士(壁装作業)
植栽工事	1級造園技能士

(2)「機械設備工事共通仕様書」による作業内容ごとの適用技能士

作業内容	適用技能士
配管工事の施工	1級配管技能士(建築配管作業)
熱絶縁工事の施工	1級熱絶縁施工技能士
冷凍、冷却及び空気調和機器の据え付け及び整備	1級冷凍空気調和機器技能士
風道工事の施工	1級建築板金技能士(ダクト板金作業)